## 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案 新 旧 対 照 条 文

# 0 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律

(附則第三十条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成十七年法律第六十四号)

抄

| 第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第五  第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害につい号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条  号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。 | 全度を忍官すべき日にという。)こおいて厚生手食呆食去第五十六条各で五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害で五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害で五年を経過する日までの間におけるその傷病に係る初診日から起算し第二十条(略) 第二十条(略) 第二十条 (略) 第二十条(略) 第二十条(8) 第二十 | 改 正 案 |
|--|--|-------|
| 程度を認定すべき日」という。)において厚生年金保険法第五十六条各   | おけるその傷病が治った日(以下「障害(その者の傷病に係る初診日から起算しに係る障害厚生年金等の支給要件等の特   | 行     |

3

(略)

3

(略)

生年金等の支給要件等の特例) (フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚

第二十一条 (略)

#### 2 (略)

3 いては、 間を有するものは、 あって、 者である場合については、 いて同法第五十六条各号の なす。ただし、その者が、 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害を有する者で 当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみ 当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期 厚生年金保険法第五十五条第一 この限りでない。 いずれかに該当する者その他の政令で定める 当該障害に係る障害程度を認定すべき日にお 項の規定の適用につ 3

生年金等の支給要件の特例)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

## 第六十七条

## 1~3 (略)

4

する。 年金たる給付」とあるのは 当金又は障害 三項、 障害を有する者であって、 に規定する障害認定日等」 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについて準用 (附則第三十六条第二項において「障害認定日等」という。) において 前三項の規定は、 この場合において、 第四十三条第三項若しくは第五十六条第三 時金 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による (以 下 と、 1しくは第五十六条第三項に規定する退職の日当該障害に係る障害認定日又は第三十一条第 第 「当該障害手当金等」と、 「障害手当金等」という。 「年金たる給付の」とあるのは 項中 「障害認定日」とあるのは 第二十一条第一 のと、 「障害手 第四 職の 「当該 項

生年金等の支給要件等の特例)(フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚

# 第二十一条 (略)

### 2 (略)

る者である場合については、この限りでない。

おいて同法第五十六条各号のいずれかに該当する者その他の政令で定めったものとみなす。ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日にの、ただし、その者が、当該障害程度を認定すべき日にあいて、当該障害に係る障害程度を認定すべき日において厚生年金保険の被保険者である場合については、当該初診日のある傷病による障害を有する者である者である場合については、この限りでない。

生年金等の支給要件の特例)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

## 第六十七冬

## 1~3 (略

4 \_ と 障害を有する者であって、  $\mathcal{O}$ に規定する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とある する。この場合において、 する退職の日(以下「障害程度を認定すべき日等」という。)におい 第三十一条第三項、 二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについて準用 は 前三項の規定は、フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による 「障害手当金又は障害一 「当該年金たる給付」とあるのは 第四十三条第三項若しくは第五十六条第三項に規定 第一 当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は 一時金 項中 (以 下 「障害認定日」とあるのは 「障害手当金等」という。 「当該障害手当金等」と、 第四項 (T) . T

第三項、 るのは 条第一項、 定日において」とあるのは 項又は第五十六条第一項」とあるのは「第二十一条第三項、 当金等」と、 るのは「第二十一条第三項、 項、第三十一条第一項、 第四項に規定する障害認定日等において」と、 第五十六条第三項」と、 三項」と読み替えるものとする。 十一条第三項、 とあるのは 「年金たる給付」とあるのは 「当該障害認定日等」 第四十三条第三項又は第五十六条第三 第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは 「第二十一条第一項、 「当該障害認定日等」 第三十一条第三項、 第二項中「障害認定日において」とあるのは「 第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあ 「次項に規定する障害認定日等におい と 第三十一条第三項、 「障害手当金等」と、 「年金たる給付」とあるのは 第三十一条第一項、 と 第四十三条第三項又は第五十六条第 「第二十一条第一 項」 「当該障害認定日」とあ 第四十三条第三項又は と 「当該障害認定日 前項中 第四十三条第一 項、 第三十一条 第三十一 「障害認 「障害手 て 第二 لح

#### 附則

害手当金の支給に関する経過措置)(施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障

第十条 いて、 その者が、 間を有するときは、 生年金保険法第五十五 したものが、 フランス保険期間を有する者であって次の各号のいずれかに該当 障害程度を認定すべき日が施行日 当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期 当該障害につき、 当該障害程度を認定すべき日において、 その者に、 条第 第二十条第二 項の政令で定める程度の 同項の障害手当金を支給する。 前にある傷病に係る初診日にお 項、 同法第五十五条第二項に 障害の 当該傷病により厚 状態にあ ただし、 ŋ

> 項、 二十一条第一項、 条第三項、 」とあるのは 項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、 第五十六条第三項」と、 るのは「第二十一条第三項、 とあるのは 該障害程度を認定すべき日等」と、 条第三項又は第五十六条第三項」と、第二項中「障害認定日において」 第一項」とあるのは「第二十一条第三項、 と読み替えるものとする。 項、 「当該障害認定日」とあるのは 「年金たる給付」とあるのは 第三十一条第一項、 第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあるのは 第三十一条第三項 「第四項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と 「障害手当金等」と、 第三十一条第一項、 前項中 第四十三条第一項又は第五十六条第一項」とあ 第三十一条第三項、 第四十三条第三項又は第五十六条第三項 「障害認定日において」とあるのは 「障害手当金等」と、 「当該障害程度を認定すべき日等」と 「第二十一条第一項、 「当該障害認定日」とあるのは 第四十三条第一項又は第五十六条 第三十一条第三項、 第四十三条第三項又は 「第二十一条第 「年金たる給付 第三十一条第 第 第四十三 次 当

#### 附則

害手当金の支給に関する経過措置)(施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障

第十条 いて、 条第二項、 の障害手当金を支給する。 生年金保険法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり したものが、 かつ、厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、 障害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日にお フランス保険期間を有する者であって次の各号のいずれかに該当 同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第一 当該障害程度を認定すべき日において、当該傷病により厚 ただし、 その者が、 当該障害につき、 その者に、 第二十 同項

で定める受給資格要件を満たさない場合は、この限りでない。金等改正法附則第六十四条第一項及び第六十五条の規定を参酌して政令おいて準用する同法第四十七条第一項ただし書並びに昭和六十年国民年

2 (略) (略

生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

第三十六条 (略)

2 十七条、 する。 四十三条第三項又は第五十六条第三項」とあるのは、 項から第三項までの規定中 については、 件に該当する程度の障害の状態にあり、 障害を支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要 障害程度を認定すべき日等」という。 若しくは第五十六条第三項に規定する退職の日 日等において二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するもの 係る障害程度を認定す を有する者であって、 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害 第二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準 第六十七条第四項において読み替えて準用された同条第一 べき日又は第三 当該障害程度を認定すべき日等において、 「第二十一条第三項、 干 かつ、 が施行日前にあるものに限る。 条第一 当該障害に係る障害認定 (以下この項において 項 第三十一条第三項、 第四十三条第三 「附則第十条、 (当該障害に 当該 甪 第 項

び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさない項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第一項及

一·二 (略)

場合は、この限りでない。

2

(略

生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

第三十六条 (略)

のは、 係る障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る。 えて準用された同条第一項から第三項までの規定中 あった期間を有するものについては、第六十七条第四項において読み替 する程度の障害の状態にあり、 給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当 る者であって、当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を支 えてこれらの規定を準用する。 第三十一条第三項、 フランス特定保険期間中に初診日のある傷病による障害 「附則第十条、第十七条、 第四十三条第三項又は第五十六条第三項」 かつ、二以上の被用者年金被保険者等で 第二十三条又は第二十九条」と読み替 「第二十一条第三項 (当該障害に を有す とある

# (附則第三十一条関係)

(傍線部分は改正部分)

(平成十七年法律第六十五号)

抄

| 3 (略) |          | において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、この限りでな | 被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害認定日 | 険期間であって政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の | るときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保 | 十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当す | 第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第五 | 号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条 | 程度を認定すべき日」という。)において厚生年金保険法第五十六条各 | て五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害 | 2 ベルギー保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算し | 第十九条 (略) | 例) | (ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特 | 改正案 |
|-------|----------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------|----|----------------------------------|-----|
| 3 (略) | この限りでない。 | 認定すべき日において厚生年金保険の被保険者期間を有しないときは、 | 被保険者期間とみなす。ただし、その者が、当該障害に係る障害程度を | 険期間であって政令で定めるものを保険料納付済期間である国民年金の | るときは、同項ただし書の規定の適用については、その者のベルギー保 | 十五条第二項において準用する同法第四十七条第一項ただし書に該当す | 第一項において同じ。)が、その者の傷病による障害について同法第五 | 号のいずれかに該当する者その他の政令で定める者を除く。附則第十条 | 程度を認定すべき日」という。)において厚生年金保険法第五十六条各 | て五年を経過する日までの間におけるその傷病が治った日(以下「障害 | 2 ベルギー保険期間を有する者(その者の傷病に係る初診日から起算し | 第十九条 (略) | 例) | (ベルギー保険期間を有する者に係る障害厚生年金等の支給要件等の特 | 現   |

金等の支給要件等の特例

**○** ×

ルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年

金等の支給要件等の特例)

(ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害に係る障害厚生年

## 第二十条 (略)

2

略

3 ある場合については、 同 有するものは、 法第五十六条各号の ベルギー ただし、 当該 当該初診日において厚生年金保険の被保険者であったものとみなす |障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間 その者が、 保険期間 厚生年金保険法第五十五条第一 中に初診日のある傷病による障害を有する者であ この限りでない 当該障害に係る障害程度を認定すべき日において いずれかに該当する者その他の政令で定める者で 項の規定の適用につい 7 を 0

生年金等の支給要件の特例) (二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

第六十六条 (略)

## 2·3 (略)

4

は障害 を有する者であって、 条第一項、 する障害認定日等」 この場合において、 第三十六条第二項において「障害認定日等」という。) において二以上 第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退職の の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについて準用する。 -条第三項、 前三項の規定は、 とあるのは 第二項中 一時金(以下 第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあるのは 第三十条第三項、 「障害認定日において」とあるのは 「当該障害手当金等」と、 と べ 第 「障害手当金等」という。 ルギー保険期間中に初診日のある傷病による障 当該障害に係る障害認定日又は第三十条第三項 項中 「年金たる給付の」とあるのは 「障害認定日」 第四十二条第三項又は第五十五条第三項 とあるのは )の」と、 第二十条第一 「第四項に規定する 「当該年金たる 「第四項に規定 「障害手当金又 項、 H 第三十 「第二 ( 附 則 害

第二十条 (略)

## 2 (略)

生年金等の支給要件の特例)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

第六十六条 (略)

## 2·3 (略)

4 るのは 当該年金たる給付」とあるのは 障害手当金又は障害一時金(以下「障害手当金等」という。 この場合において、 職の日(以下 を有する者であって、 十五条第三項」と、 する障害程度を認定すべき日等」と、「年金たる給付の」とあるのは の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについて準用する。 十条第三項、 項、 前三項の規定は、ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害 第三十条第一項、第四十二条第一項又は第五十五条第一項」とあ 「第二十条第三項、第三十条第三項、 第四十二条第三項若しくは第五十五条第三項に規定する退 「障害程度を認定すべき日等」という。)において二以上 第一 第二項中 当該障害に係る障害程度を認定すべき日又は第三 項中 「障害認定日において」とあるのは 「障害認定日」とあるのは 「当該障害手当金等」と、 第四十二条第三項又は第五 「第四項に規定 )の」と、 第二十条第 「第四

のは 障害認定日等に 第四十二条第三項又は第五十五条第三項」と読み替えるものとする。 定日等」と、 認定日等」と、 は第五十五条第一項」とあるのは 又は第五十五条第三項」 項」とあるのは 二十条第一項、 、次項に規定する障害認定日等において」と、 「障害手当金等」と、 「第二十条第 第三十条第一項、 おいて」と、 「年金たる給付」 「第二十条第三項、 と、 「当該障害認定日」とあるのは 項、 前項中 「当該障害認定日」とあるのは 第四十二条第一項又は第五十五条第 とあるのは「障害手当金等」 第三十条第一 「第二十条第三 第三十条第三項、 「障害認定日において」とあるの 項、 「年金たる給付」とあ 項、 第四十二条第一項又 第四十二条第三項 第三十条第三項 「当該障害認 「当該障害 と 「第 る は

項項、

「障害認定日において」とあるのは

項に規定する障害程度を認定すべき日等において」と、

日」とあるのは

」とあるのは「障害手当金等」と、「第二十条第一項、

第三十条第

一項

「年金たる給付

「第二十条第三

「当該障害程度を認定すべき日等」と、

第四十二条第一

項又は第五十五条第一項」とあるのは

第四十二条第三項又は第五十五条第三項」

「次項に規定する障害程度を認

第三十条第三項、

等」と、

定すべき日等において」と、

等」と、

「第二十条第一項、「当該障害認定日」

第三十条第一項、

第四十二条第一項又は第

「第二十条第三項

第三十条第三項

第四

とあるのは

「当該障害程度を認定す

き日

「年金たる給付」とあるのは

「障害手当金

五十五条第一項」とあるのは

十二条第三項又は第五十五条第三項」と読み替えるものとする。

#### 附則

害手当金の支給に関する経過措置)(施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障

第十条 間を有するときは、 生年金保険法第五十 いて、 その者が、 で定める受給資格要件を満たさない場合は、 金等改正法附則第六十四条第 おいて準用する同法第四十七条第一 たものが、 つ、 べ 障 当該 ルギー 害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日に 当該障害につき、 障害に 当該障害程度を認定すべき日において、 保険期間を有する者であって次の各号のいずれかに該 その者に、 係る障害認定日において厚生年 五. 条第 第十九条第二項、 項の政令で定める程度の障害の状態にあり 一項及び第六十五条の規定を参酌し 同項の障害手当金を支給する。 項ただし書並びに昭和六十年国民年 この限りでない 同法第五十五条第二項 金保険の被保険者期 当該傷病により厚 ただし、 て政 当 令 Œ お

#### 附則

害手当金の支給に関する経過措置) (施行日前の障害程度を認定すべき日において障害の状態にある者の障

第十条 いて、 項ただし書並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第六十四条第 生年金保険法第五十五条第一項の政令で定める程度の障害の状態にあり び第六十五条の規定を参酌して政令で定める受給資格要件を満たさな 条第二項、 の障害手当金を支給する。ただし、その者が、 したものが、 かつ、 ベルギー保険期間を有する者であって次の各号のいず 障害程度を認定すべき日が施行日前にある傷病に係る初診日にお この限りでない。 厚生年金保険の被保険者期間を有するときは、 同法第五十五条第二項において準用する同法第四十七条第 当該障害程度を認定すべき日において、 当該障害につき、 当該傷病により その者に、 ħ かに該当 第十九 項及 同項 厚

## 一・二 (略)

略

略

2

略

生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

第三十六条 (略)

2 ては、 支給事由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該 する者であって、 度を認定すべき日等」という。 障害程度を認定すべき日又は第三十条第三項 第三項までの規定中「第二十条第三項、第三十条第三項、 当する程度の障害の状態にあり、 三項又は第五十五条第三項」とあるのは、 おいて二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有するものについ 二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれらの規定を準用する。 |第五十五条第三項に規定する退職の ベルギー 第六十六条第四項において読み替えて準用された同条第一項から 保険期間中に初診日のある傷病による障害 当該障害程度を認定すべき日等において、当該障害を が施行日前にあるものに限る。)を有 かつ、当該障害に係る障害認定日等に 日 (以下この項において 「附則第十条、 第四十二 (当該障害に係る 一条第三項若しく 第十七条、 第四十二条第 「障害程 第

生年金等の支給要件の特例に関する経過措置)(二以上の被用者年金被保険者等であった期間を有する者に係る障害厚

第三十六条 (略)

2

らの規定を準用する。 準用された同条第一項から第三項までの規定中「第二十条第三項、 た期間を有するものについては、第六十六条第四項において読み替えて 程度の障害の状態にあり、 であって、 障害程度を認定すべき日等が施行日前にあるものに限る。)を有する者 附則第十条、 十条第三項、 由とする被用者年金各法による障害手当金等の受給資格要件に該当する ベルギー保険期間中に初診日のある傷病による障害 当該障害程度を認定すべき日等において、 第十七条、 第四十二条第三項又は第五十五条第三項」とあるのは、 第二十三条又は第二十九条」と読み替えてこれ かつ、二以上の被用者年金被保険者等であっ 当該障害を支給事 (当該障害に係る